

○南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱

平成27年3月20日

告示第124号

改正 平成27年6月1日 告示第166号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市定住促進雇用対策事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主 市内に勤務地を有するものであって、定住促進雇用対策事業転入者採用事業主登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の審査を経て定住促進雇用対策事業転入者採用事業主登録完了通知書(様式第2号)を受け取ったもの

ア 法人の登記事項証明書又は事業開設届等の写し

イ 市税に滞納がないことを証する書類

(2) 正規雇用 労働契約期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じ契約である労働協約を締結し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者として雇用することをいう。

(3) 新規雇用者 市への転入の日から事業主に正規雇用されるまでの期間が1年未満の者であって、次に掲げるものとする。ただし、市が実施する他の賃金に係る補助金等の交付を受けている者及び事業主の直系3親等内の親族を除く。

ア 甲地居住者 南砺市山間過疎地域振興条例（平成25年南砺市条例第2号。

以下「振興条例」という。）第2条第1号に規定する山間過疎地域に居住するもの

イ 乙地居住者 アの山間過疎地域に居住せず、転入の前5年間に於いて市内に住所を有していなかったもの

(奨励金の交付目的)

第3条 市長は、転入者の定住を促進させ、地域の活性化を図ることを目的として、新規雇用者を正規雇用した事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(交付期間、奨励金の額等)

第4条 奨励金の交付期間は、新規雇用した月の翌月から離職又は市から転出した月の前月までのうち、24箇月以内とする。

2 交付する奨励金の月額、新規雇用者1人につき、月額賃金に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、5万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、奨励金の月額の限度額は、新規雇用者が振興条例第2条第1号アに該当する区域に居住する場合は10万円、同号イからエまでのいずれかに該当する集落内に居住する場合は7万5,000円とする。

4 当該新規雇用者に関する奨励金の交付は、1回限りとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、定住促進雇用対策事業奨励金交付(変更)申請書(様式第3号)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。奨励金の交付対象となる新規雇用者の追加雇用又は離職等により、申請に係る内容に変更があったときも同様とする。

(1) 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し

(2) 新規雇用者の雇用通知書等の写し

(3) 新規雇用者の転入前において市内に住所を有していないことを証する書類又はその写し

(4) 新規雇用者調査承諾書(様式第4号)

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、定住促進雇用対策事業奨励金交付決定(変更)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付期間中毎年3月31日及び奨励金の交付期間終了の翌月末日まで

に、定住促進雇用対策事業奨励金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 新規雇用者の賃金台帳の写し又は継続して雇用していることがわかる書類
 - (2) その他市長が必要と認めた書類
- (奨励金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき奨励金の額を確定し、定住促進雇用対策事業奨励金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、定住促進雇用対策事業奨励金請求書（様式第8号）により、市長に奨励金を請求するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付決定者に交付するものとする。

(状況の調査)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(奨励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を取り消したときは、既に支払った奨励金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の返還請求をするときは、定住促進雇用対策事業奨励金返還請求書（様式第9号）により行う。
- 3 前2項の規定により奨励金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該奨励金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

定住促進雇用対策事業転入者採用事業主登録申込書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申込者 所在地

名称及び代表者氏名

㊞

電 話

南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第2条の規定により、下記のとおり登録を申し込みます。

1. 採用担当

採用担当部局名	
採用担当者氏名	
採用担当者連絡先	電話： FAX： Eメール：

2. 新規雇用者の条件

- 新規雇用者が、市が実施する他の賃金に係る補助金等の交付を受けていないこと。
- 新規雇用者が、申込者の直系3親等内の親族ではないこと。

3. 添付書類

- 法人の登記事項証明書又は事業開設届等の写し
- 申込者が市税に滞納がないことを証する書類

様式第2号（第2条関係）

定住促進雇用対策事業転入者採用事業主登録完了通知書

年 月 日

様

南砺市長

印

南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第2条の規定により、下記のとおり登録したことを通知します。

登録番号 第 号

所在地

名称及び代表者氏名

登録日 年 月 日

備考

登録された情報は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第3号（第5条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金交付（変更）申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者 所在地

名称及び代表者氏名



電話番号

南砺市定住促進雇用対策事業奨励金の交付を受けたいので、南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり（変更）申請します。

1. 新規雇用者数 人（申請時現在）
2. 新規雇用者氏名等

	氏名	住所	生年月日	採用年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※新規雇用者が多い場合は、別紙に記載して添付すること。

3. 添付書類

- 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し
- 新規雇用者の雇用通知書等の写し
- 新規雇用者の転入前において市内に住所を有していないことを証する書類又はその写し
- 新規雇用者調査承諾書（様式第4号）

様式第4号（第5条関係）

新規雇用者調査承諾書

年 月 日

（宛先）南砺市長

新規雇用者 住所 南砺市

氏名

㊟

南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付申請における審査に必要な住民基本台帳の登録等の状況の調査について承諾します。

様式第5号（第6条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金交付決定（変更）通知書

南砺市指令 第 号

年 月 日

様

南砺市長

印

年 月 日付で申請のあった南砺市定住促進雇用対策事業奨励金について、南
砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定
（変更）したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 新規雇用者 | 甲地居住者 | 人 |
| | | 乙地居住者 | 人 |

様式第6号（第7条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

所在地

名称及び代表者氏名



年 月 日付け南砺市指令 第 号で交付決定通知のあった南砺市定住促進雇用対策事業奨励金について、南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1. 新規雇用者氏名等

	氏名	住所	生年月日	採用年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※新規雇用者が多い場合は、別紙に記載して添付すること。

2. 添付書類

新規雇用者の賃金台帳等の写し又は継続して雇用していることがわかる書類

様式第7号（第8条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金確定通知書

南砺市指令 第 号

年 月 日

様

南砺市長

印

年 月 日付で実績報告のあった南砺市定住促進雇用対策事業奨励金については、南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第8条の規定により、次のとおり奨励金を確定したので通知します。

記

交付確定額	金	円
うち交付済額	金	円
今回交付確定額	金	円

様式第8号（第9条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

所在地

名称及び代表者氏名



年 月 日付け南砺市指令 第 号で補助金交付決定通知があった南砺市定住促進雇用対策事業奨励金について、南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行	本店
	金庫	支店
	農協	支所
	組合	出張所
銀行コード		支店コード
口座名義人	フリガナ	
	氏名又は名称等	
指定預金口座	普通 当座 その他	口座番号

様式第9号（第13条関係）

定住促進雇用対策事業奨励金返還請求書

年 月 日

様

南砺市長

印

南砺市定住促進雇用対策事業奨励金交付要綱第13条の規定により、次のとおり奨励金の返還を請求します。

記

- 1 返還請求額 円
(内訳)
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還方法

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第2条関係)
- 様式第3号 (第5条関係)
- 様式第4号 (第5条関係)
- 様式第5号 (第6条関係)
- 様式第6号 (第7条関係)
- 様式第7号 (第8条関係)
- 様式第8号 (第9条関係)
- 様式第9号 (第13条関係)